

重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。この内容は重要ですから、十分理解されるようにお願いします。

1.運営主体

名称	社会福祉法人 いなり山会
所在地	群馬県伊勢崎市宮子町3550－1
電話番号	0270-24-8859
代表者職氏名	松島 繁男

2.施設概要

施設の種類	保育園
施設の名称	こばと保育園
施設の所在地	群馬県伊勢崎市境百々18
電話番号	0270-61-8270
施設長	松島 秀樹
受入年齢	2ヶ月～小学校就学前まで
利用定員	2号定員 56人、3号定員 44人(うち、1歳未満 10人)
開設年月日	平成 22年 4月 1日

3.設備の概要

敷地面積	6134.61 m2
園舎の構造・規模	鉄筋造 2階建て
園舎面積	1,113.52 m2 (延床面積)
園庭面積	2,945m2

4.室内設備の概要

設備	部屋数	面積
乳児室	1室	72.05 m2
ほふく室	2室	129.76 m2
保育室	5室	218.91 m2
遊戯室(ホール)	1室	145.8m2
調理室	1室	54.33 m2
事務室	1室	34.02 m2
相談室	1室	7.29 m2

5.職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、育児相談、子育て支援
保育士	15人以上	保育業務
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	1人以上	給食調理

*上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6.保育の提供を行う日及び行わない日

保育提供を行う日	・月曜～土曜
行わない日	・日曜
	・国民の祝日及び年末年始(12/29-1/3)
	・その他 施設長が特に必要と認める日

*施設長が特に必要と認める日の例：

・入園式直前日に当たる通常保育日の16:00以降を休園扱いとする等

*通常給食を提供しない日(またはパン給食へ変更になる日)の例：

・土曜日およびお盆期間(1週間程度)はパン給食になります。
・遠足等のイベント時には、お弁当を持参する場合があります。

備考

・0歳児の保育延長については、制限がありますのでご了承ください。

・0歳クラスの保育時間は、8:00-17:00を基本とします。

これを超える時間での保育を希望される場合は、お子様の状態(卒乳＆卒ミルクが完了している、午睡が良好にとれているか)に応じて、延ばすことは可能です。

・新規入園される場合、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、ご協力ください。

7.保育の提供を行う時間

【標準時間認定の方】

保育の提供日	開所時間	保育の提供時間
月曜～金曜	7:00～19:00	7:00～18:00 の範囲内(最長 11時間まで)
土曜	7:00～17:00	7:00～17:00 の範囲内(最長 10時間まで)

*延長保育および土曜保育希望者は別途申請書をご提出いただきます。

【短時間認定の方】

保育の提供日	開所時間	保育の提供時間
月曜～金曜	7:00～19:00	8:00～16:00 の範囲内(最長 8時間まで)
土曜	7:00～17:00	8:00～16:00 の範囲内(最長 8時間まで)

*延長保育および土曜保育希望者は別途申請書をご提出いただきます。

8.利用の開始及び終了に関する事項

利用を開始するとき	・市町村の利用調整によって、特定教育・保育実施の委託を受けたとき
-----------	----------------------------------

*なお、定員を超える申込みがあった場合も同様とする。

利用を終了するとき	・利用する子どもが小学校に就学するとき
	・利用する子どもの保護が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき
	・重大な支障により、利用継続に困難が生じたとき

9.給食の提供

0-2歳児	完全給食(発達に応じて離乳食対応します。)
3歳以上児	給食費(主食および副食)を徴収し、給食提供を行います。

*アレルギー等には、保護者の申告に基づき、除去食にて対応致します。完全除去ではありません。

10.延長保育料

【標準時間認定の方】

延長保育利用時間	金額
18:00～19:00	1日あたり 100円

【短時間認定の方】

延長保育利用時間		金額
前半	7:00～8:00 または 16:00～18:00	どちらかの時間帯利用で1日あたり 100円
後半	18:00～19:00	1日あたり 100円

*上記、延長保育料は、前半および後半のご利用時間帯毎に加算されます。

11.保育に必要な経費

受領する費用の種類	支払いを求める理由	金額
一時預かり負担金 (入園前に必要な場合 かつ受入可能な時)	一時預かりに要する費用の 一部を ご負担いただくもの	1・2歳児:1日2,000円 3歳以上児:1日1,500円 (午前、午後どちらか一方の利用は上記半額)
主食代	3歳児クラス以上に在籍する 児童に提供する主食代を ご負担いただくもの	月あたり1,000円
副食代	3歳児クラス以上に在籍する 児童に提供する副食代を ご負担いただくもの	月あたり5,000円 (所得階層により、減免する場合がある)
補食代	17時30分以降の保育時に 提供する補食代を実費で ご負担いただくもの	現物で徴収する (利用毎におやつを各家庭で1食持参する)
遊び着 運動帽子 教材備品代 絵本代	入園時や保育に必要な時、実費で ご負担いただくもの (年度や年齢によって値段変動の可 能性があるものは実費分と記載しており ます。これらの備品は、園指定業者から 直接購入していただきます。)	実費分 実費分 実費分 実費分

*保護者会費は、園児一人につき、年間3500円を保護者会が徴収します。

(こばと保育園 保護者用)

12.嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

【内科】

医療機関の名称	都丸内科クリニック
医師名	都丸浩一
所在地	群馬県伊勢崎市富塚町215-7
電話番号	0270-75-1270

【歯科】

医療機関の名称	新伊勢崎CoCo歯科医院
医師名	野口 直人
所在地	伊勢崎市下植木町601-2
電話番号	0270-75-1867

13.非常災害対策

非常時の対応	当園が定める消防計画や災害マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック ・備蓄米、食料 ・ミネラルウォーター ・懐中電灯
緊急時の伝言方法	緊急連絡先に電話等で連絡 緊急掲示板に避難場所を掲示
避難場所	園庭、境総合文化センター

14.苦情・要望等に関わる相談窓口

当園相談窓口	・苦情受付担当者 園長 松島 秀樹 ・苦情解決責任者 理事長 松島 繁男 苦情・要望等のご相談は、直接またはお電話にて担当者までお申し出ください。また、ご意見箱もご利用ください。
第三者委員会	坂本 一世
	大橋 勝江

15.利用児童に対する保険内容

保険の種類	AIG 傷害保険
保険の内容	死亡・後遺障害見舞金： 2,404 千円
	入院日額： 2,500円
	通院日額： 1,600円
保険の種類	三井住友海上 賠償保険
保険の内容	対人 1事故:300,000 千円(最大)
	対物 1事故:100,000 千円

その他、当園は私立保育園会の園児死亡等見舞金支給制度にも加入しています。

16.その他利用にあたっての留意事項

禁止事項	1.当園では、敷地内全ての場所において禁煙です。 2.当園内において、他の利用者に対する一切の宗教活動 政治活動および営利活動はご遠慮ください。
------	--

重要事項説明書の交付を受け、以上の重要事項について説明を受けました。また、貴園の園規定に従って、保育園を利用することに承諾します。その他、個人情報の取扱いについて同意します。

年 月 日

児童名

保護者名

印

重要事項説明書記載事項についての説明

施設の目的及び運営の方針

こばと保育園(以下「当園」という。)は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営に方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

(1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるように努めます。

(2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して養護及び教育を一体的に提供します。

(3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

保育の提供を行う時間

(1) 標準時間認定を受けた子どもの場合
平日7時00分から18時00分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。
実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘定し、当園と協議のうえ個別に決定します。0歳児の保育延長時間については、制限がありますのでご了承ください。
また、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、ご協力ください。
尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供します。(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります。)

土曜日は、7時00分から17時00分の範囲内で、保育を提供します。
平日と同様にやむを得ない理由により保育が必要な場合は、上記時間までの範囲内で保育を提供します。土曜保育については、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘定し、当園と協議のうえ個別に決定します。

(2)短時間認定を受けた子どもの場合
平日8時00分から16時00分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。
実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘定し、当園と協議のうえ個別に決定します。0歳児の保育延長時間については、制限がありますのでご了承ください。
また、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、ご協力ください。
尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分、16時00分から18時00分までの範囲内で、それぞれ時間外保育を提供します。(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途時間外保育料が必要となります。)

土曜日は、8時00分から16時00分の範囲内で、保育を提供します。
平日と同様にやむを得ない理由により保育が必要な場合は、上記時間までの範囲内で保育を提供します。土曜保育については、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘定し、当園と協議のうえ個別に決定します。
尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時00分、16時00分から17時00分までの範囲内で、それぞれ時間外保育を提供します。(土曜日保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途時間外保育料が必要になる場合があります。)

当園が独自事業として提供する保育内容

(1)子育て支援センター事業の実施
地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスの提供を行うことによって、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及び金額

(1)特定教育・保育にかかわる利用者負担額(保育料)支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2)その他保育等の提供に要する実費徴収額等
(1)に掲げる保育料のほか、表面に掲げる費用をご負担いただきます。
お支払い方法は、別途お知らせします。

入所児童の保護者引渡しに関する事項

(1)当園は、保護者へ児童を安全かつ確実に引き渡すため、保護者からあらかじめ申告された情報に基づき身元が確認できた保護者および関係者にのみ、引き渡します。情報に変更が生じた場合は、保護者は速やかに当園に申し出る必要があります。

(2)災害等ですぐに保護者への引き渡しが出来ない場合は、児童の安全確保を優先に努め、安全を確保した後、避難マニュアルに従い引き渡しをおこなうものとします。緊急時の保護者への連絡は、園内や伊勢崎市の緊急掲示板等を活用します。

保育園外施設での事故等について

当園は、当園駐車場やその他文化施設での保育以外の保護者同士のトラブルや事故について、一切責任を負いかねます。
運動会やダンスフェスティバル等の行事の際、引き受け以前および引渡し以降の時間帯は、子どもの行動に対し、保護者が第一義的責任を負うものとします。

虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。また、当園は保育・教育の提供中に、当園の職員または子どもの養育者による虐待を受けたと思われる入所児童を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、伊勢崎市、児童相談所等、適切な機関に通報するものとします。虐待防止責任者は、園長 松島秀樹とします。

アレルギー児童への対応について

当園は、アレルギー児童への給食は保護者の申告に基づき、除去食にて対応します。調理器具の使い分け、洗浄作業等はおこないますが、同じ調理室、ラインでの調理になります。完全除去ではありません。
また、離乳間もないアレルギー児童について、児童の安全を考慮して家庭で食べたことのない食材については当園で提供できません。調味料についても同様です。
除去食の開始にあたっては、アレルギー連絡票をご提出いただきます。その際、医師の診断を受け、対象品目、症状出現時の対処方法について必ず意見をもらってください。除去食の継続(1年を超える期間)には、毎年度末にアレルギー連絡票と医師による診断結果の更新が必要です。除去食を解除するには、保護者記入のアレルギー解除届が必要です。

〔大豆・小麦または、重度のアレルギー(クラス5以上)のお子様をお持ちの方〕
除去食の対応だけでは不十分な場合、お弁当をご持参いただく場合があります。入園前に緊急時の対応やエビ・ヘン使用について、当園と事前に協議をおこない同意書をご提出いただきます。

〔宗教上の理由で除去食対応を希望される方〕
宗教上の理由でハラル食等の対応を希望される方については、該当食材のみを除去する対応とします。材料の一部や調味料に含まれる対象食品由来エキス等の除去、その代替については、当園では対応できません。また、同じ調理室、ラインでの調理になります。除去食の開始、解除にあたっては、アレルギー同様に連絡票をご提出いただきます。除去食の継続(1年を超える期間)にあたっては、年度末に更新をお願いします。

給食費(副食費)の取り扱いについて

(1)給食費については、前年度の実績および開園日数をもとに算出します。
食材費の急激な価格上昇があった場合、給食費を変動する可能性があります。

(2)毎月1日を基準日とします。精算は、長期の入院等のやむを得ない事情であって、園が必要と認めた場合のみおこないます。退園や世帯状況の変更により、月途中に負担額の変更が生じた場合も、その月については給食費は全額徴収扱いとなり、精算はありません。また、通常の欠席、お盆期間等の協力保育や土曜日を恒常的に利用しない場合における給食費の精算はありません。

(3)給食費には、給食の食材、おやつ、園行事における園からの食品提供も含みます。園給食は保護者の皆様からの徴収によって、成り立ちます。滞納がないようにご協力お願いします。

個人情報の取り扱いについて

(1)当園は、特定教育・保育の提供に際して、利用児童および保護者等にかかわる個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を提供および共有すること
・他の保育所等へ転園する場合等において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
・入園、継続申請時に勤務証明書等を収集し、市役所との間で情報を提供および共有すること。
・緊急時において病院その他の関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

(2)当園がホームページ等に入所児童の写真等を掲載する場合、事前に保護者の了承を得るものとします。地域施設への絵画展示等においても同様の扱いとします。

(3)園行事での写真や動画について、写っている方の同意なく、個人のブログやSNS等に掲載することは禁止です。ご家庭で観賞する目的のみで使用してください。

緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名： 鶴谷病院
	診療科： 整形外科、眼科、救急外来
	所在地： 伊勢崎市境百々421
	電話番号： 0270-74-0670

その他、症状により、他の医療機関に受診する場合があります。

特約・特記事項

本書面の特約特記事項は次のとおりです。

本書面による承諾の有効期間は、2025年4月1日より、入所児童の当園利用が終了するまでと定めます。次年度も継続して当園を利用される場合、この承認は、年度末に自動継続更新されるものとし、以後も同様とします。